

(2) 入学一時金

大学等合格通知書等を提出した者から、入学時期に応じて一括で交付を行う。

5 返還について

奨学金は貸与制（無利子）であり、返還の義務がある。

(1) 返還期間

卒業又は退学した日の翌日から起算して1年を経過した日から、1年以内に返還を開始する。修学資金を借りた場合（入学一時金を併用した場合を含む）は、返還開始日から10年以内に、入学一時金のみを借りた場合は、5年以内に返還するものとする。

(2) 返還方法

月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法によるものとする。

ただし、その額の全部又は一部を一時に返還することもできる。なお、月賦により返還する場合の最低月額は、以下のとおりとする。

区 分	返 還 期 間	月額により返還する場合の 最低月額
修学資金のみ	10年以内	貸付額を120で按分した額
修学資金と 入学一時金を併用		
入学一時金のみ	5年以内	貸付額を60で按分した額

(3) 入学一時金の返還免除について

入学一時金の貸付けを受けた者で、次の要件を満たした場合は、申請により、貸し付けた入学一時金の返還を免除する。

ア 全額免除

卒業後、1年以内に本市に住民登録の上、引き続き市内に居住し、かつ、以下のいずれかの条件を満たしていることが、3年間継続していると認められる場合。

ただし、1年ごとに申請の手続きを行わなければならない。

(ア) 事業所等に勤めている者（公務員を除く。）で、正規雇用者であること。

(イ) 個人事業（農業・営業）等を営み、税の申告をしていること。

(ウ) 法人を設立・経営していること。

イ 一部免除

卒業後、1年の猶予を経て、その後5年間を経過するまでに、本市に住民登録の上、引き続き市内に居住し上記の（ア）（イ）（ウ）に該当する場合は、阿久根市に居住してからの期間のみを免除する。

ただし、その場合も1年ごとに申請の手続きを行わなければならない。